

令和 8 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審議会
資料

令和8年3月24日

行政総務課長 様

救命担当課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当：救命担当・芝田

内 線：4142

(変更)

登録番号	16-2-1	変更予定年月日	令和 8 年 4 月 1 日
------	--------	---------	----------------

事務の名称	救急業務	
変更理由	総務省消防庁の「マイナ救急」システムを利用する救急活動が、令和 8 年 4 月 1 日から全国全ての消防本部で、運用開始となるため。	
変更後の登録票	別添	
変更事項	変更前	変更後
記録項目のうち要配慮個人情報にあたる情報	健康診断等の結果 未チェック	健康診断等の結果 【○】
収集の相手方及び方法	本人から口頭又は保険証等の提示により収集	本人から口頭又はオンライン資格確認システムにより収集

備考	
----	--

個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	本署警備第一課、本署警備第二課、小和田警備第一課、小和田警備第二課、寒川警備第一課、寒川警備第二課					
登録番号	16-2-1					
事務の名称	救急業務					
開始年月日	昭和23年8月1日					
変更年月日	令和8年4月1日					
個人情報を取り扱う根拠法令等	消防法及び茅ヶ崎市救急業務実施基準					
取り扱う個人情報の範囲	患者等の個人情報					
個人情報を取り扱う目的	災害活動及び調査概要等を記録するため					
	基本的事項		家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	☐ 個人番号	☐ 親族関係	☐ 職業・職歴	☐ 資産状況	☐ 団体加入	
	☐ 氏名	☐ 婚姻歴	☐ 学業・学歴	☐ 収入状況	☐ 趣味・し好	
	☐ 整理番号	☐ 家族状況	☐ 地位	☐ 納税状況	☐ 意見・要望	
	☐ 本籍	☐ 居住状況	☐ 資格	☐ 取引状況	☐ 相談記録	
	☐ 国籍		☐ 成績・評価	☐ 公的扶助		
	☐ 住所		☐ 賞罰			
	☐ 電話番号					
	☐ 生年月日					
	☐ 年齢					
	☐ 性別					
要配慮個人情報の取扱い	☐ 人種	☐ 病歴	☐ 心身の機能の障害	☐ 刑事事件に関する手続		
	☐ 信条	☐ 犯罪の経歴	☐ 健康診断等の結果	☐ 少年の保護事件に関する手続		
	☐ 社会的身分	☐ 犯罪により害を被った事実	☐ 医師等による指導・診療・調剤			
収集の相手方及び方法	本人から口頭又はオンライン資格確認システムにより収集					
事務担当課かい以外の利用する課かい	消防指導課、警防救命課					
提供先						
提供する項目						
提供方法						

使用する「個人情報記録」	救急報告書	マニュアル（紙）	
	救急支援活動報告書	マニュアル（紙）	
	消防OAシステム	電子	
備 考			

令和 8 年 3 月 2 4 日

行政総務課長 様

救命担当課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	救急業務
変更予定年月日	令和 8 年 4 月 1 日
当該個人情報ファイ ルに係る個人情報フ ァイル簿	別添

備考	
----	--

事務担当：救命担当・芝田

内 線：4 1 4 2

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	救急業務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	本署警備第一課、本署警備第二課、小和田警備第一課、小和田警備第二課、寒川警備第一課、寒川警備第二課	
個人情報ファイルの利用目的	災害活動及び調査概要等を記録するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 既往症、5 通院病院、6 医師等による指導調剤（在宅療法の情報や処方薬等を必要に応じて記録する場合がある）	
記録範囲	患者等の個人情報	
記録情報の収集方法	本人から口頭又はオンライン資格確認システムにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課
	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

あなたの命を守るマイナ救急

マイナ救急とは

マイナ救急は、マイナンバーカードを活用し、救急医療現場での迅速かつ適切な情報連携を実現するシステムです。

救急搬送時や医療機関での診察時に、あなたの医療情報（既往歴、アレルギー、服用薬など）を医療従事者が確認できるようになります。

これにより、緊急時における迅速な診断と適切な治療を支援します。



マイナ救急の効果

1 正確な医療情報を少ない負担で伝えることができます

◎苦しさのために傷病者の説明が不明確であった事例（60歳代男性）

身体のだるさと息苦しさにより救急隊員が詳しい症状を聞くことができなかった。さらに、かかりつけの医療機関や病歴の記憶もあいまいであった。

しかし、マイナ救急によって医療情報を閲覧し、薬剤情報から「慢性腎不全」であることと、かかりつけ医療機関が判明し、搬送することができた。

2 必要な応急処置を受けながら、適切な医療機関に搬送してもらえます

◎外出先で意識障害を起こした事例（60歳代男性）

意識がはっきりしておらず、会話ができない状態であった。意識障害の原因がわからなかったが、マイナ救急で医療情報を確認し、病歴に「糖尿病」があることが判明した。救急隊によりブドウ糖の投与が行われ、搬送中に意識が回復し、病院到着前に会話が可能な状態まで回復した。 8

3 医療機関到着後、より早く治療を開始してもらえます

◎意識がもうろうとし、意思疎通困難であった事例（70歳代男性）

意識がもうろうとした状態であり、意思疎通が困難な状況だった。マイナ救急により確認できた薬剤情報から、消化管出血による貧血を疑い、緊急内視鏡及び緊急輸血可能な医療機関に搬送することができた。医師からも「情報を事前に得られたため、緊急オペなどの準備ができた」と感嘆された。

マイナンバーカードの保険証登録、携行のお願い

マイナ保険証不所持もしくは所持しているが保険証登録されていないことにより医療情報の閲覧ができなかった件数は、80%を超えています。

もしもの時に備えて、マイナンバーカードを保険証として利用登録し、普段から持ち歩いていただくようよろしくお願いいたします。

よくあるご質問

Q マイナンバーカードは救急隊員にみられても平気なの？

A

救急隊員が閲覧できるのは氏名や住所等の券面上の情報と、受診歴や薬剤情報などの医療情報だけです。税や年金など、救急活動に関係のない情報は、閲覧できません。

Q 救急隊員に暗証番号を教えないといけないの？

A

いいえ、マイナ救急の実施にあたっては、救急隊員が傷病者の顔と券面上の写真を確認し、本人確認を行うため、マイナンバーカードの暗証番号の入力は原則不要です。

Q 保険証と紐づいているのかわからないんだけど…

A

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルログイン後のトップ画面で確認でき、そのまま利用登録もできます。

また、医療機関・薬局に設置されている顔認証端末やセブン銀行のATMで登録が可能です。

Q マイナンバーカードを落として紛失してしまったら？

A

紛失時には、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口 (0120-95-0178) に利用停止の連絡をした上で、居住する市区町村で再発行できます。

消防庁 HP URL
<https://www.mynakyukyu-demonstration.com/>

マイナンバーカード健康保険証利用登録
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



マイナ救急ショートムービー
<https://youtu.be/m2lvbyoA8kA>



お問合せ先 茅ヶ崎市消防本部
警防救命課 ☎0467-85-9945



令和8年3月30日

行政総務課長 様

高齢福祉課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当：高齢福祉課相談支援担当
白井 農澤
内 線：2128

(作成)

登録番号	7 - 5 - 2 8	開始年月日	令和 8 年 5 月 1 日
------	-------------	-------	----------------

事務の名称	後期高齢者保健事業に関すること
事務の概要	令和 8 年度より、神奈川県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者保健事業の受託事業のうち、虚弱傾向が疑われる高齢者（フレイルハイリスク者）を対象に、個別支援として介護予防及び虚弱化予防に関する個別通知と電話や訪問等による個別支援を行います。 対象者抽出は、国保データベースシステムを元に情報を抽出し、高齢福祉課で名簿や対応記録等の管理を行う。
作成した登録票	別添

備考	
----	--

個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	高齢福祉課					
登録番号	7-5-28					
事務の名称	後期高齢者保健事業に関すること					
開始年月日	令和8年5月1日					
変更年月日						
個人情報を取り扱う根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法					
取り扱う個人情報の範囲	後期高齢者医療保険の被保険者の個人情報					
個人情報を取り扱う目的	神奈川県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者保健事業を受託し、介護予防事業との一体的取り組みにより、高齢者が自立して生活できる期間の延伸を図るため					
	基本的事項		家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	☐ 個人番号	☐ 親族関係	☐ 職業・職歴	☐ 資産状況	☐ 団体加入	
	☐ 氏名	☐ 婚姻歴	☐ 学業・学歴	☐ 収入状況	☐ 趣味・し好	
	☐ 整理番号	☐ 家族状況	☐ 地位	☐ 納税状況	☐ 意見・要望	
	☐ 本籍	☐ 居住状況	☐ 資格	☐ 取引状況	☐ 相談記録	
	☐ 国籍		☐ 成績・評価	☐ 公的扶助	☐ 介護認定状況	
	☐ 住所		☐ 賞罰		☐ 介護サービス利用の有無	
	☐ 電話番号				☐ 後期高齢者医療保険資格情報	
	☐ 生年月日					
	☐ 年齢					
	☐ 性別					
	☐ 続柄					
要配慮個人情報の取扱い	☐ 人種	☐ 病歴	☐ 心身の機能の障害	☐ 刑事事件に関する手続		
	☐ 信条	☐ 犯罪の経歴	☐ 健康診断等の結果	☐ 少年の保護事件に関する手続		
	☐ 社会的身分	☐ 犯罪により害を被った事実	☐ 医師等による指導・診療・調剤			
収集の相手方及び方法	①国保データベースシステム（神奈川県後期高齢者医療広域連合）より収集 ②本人、家族からの文書及び電話より収集 ③住民基本台帳システムより収集					
事務担当課かい以外の利用する課かい						
提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
提供する項目	①氏名、整理番号、生年月日、年齢、性別、後期高齢者保健事業の実施結果					

提供方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合専用端末	
使用する「個人情報記録」	後期高齢者保健事業台帳（対象者名簿 兼実施記録）	電子
	後期高齢者の健診結果	電子
	後期高齢者の医療レセプト情報	電子
	介護保険認定状況と介護サービス利用 の有無に関する情報	電子
備 考		

令和 8 年 3 月 3 1 日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課 手当給付担当
竹内
内 線 2 1 6 3

(作成)

登録番号	8-1-17	開始年月日	令和8年1月19日
------	--------	-------	-----------

事務の名称	物価高対応子育て応援手当の支給に関すること
事務の概要	茅ヶ崎市物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱（令和8年1月19日施行）に基づき、物価高対応子育て応援手当支給事務を実施するため、新しく個人情報取扱事務登録票を作成し、報告するものです。
作成した登録票	別添

備考	
----	--

個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	こども政策課				
登録番号	8-1-17				
事務の名称	物価高対応子育て応援手当の支給に関すること				
開始年月日	令和8年1月19日				
変更年月日					
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅ヶ崎市物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱、物価高対応子育て応援手当支給要領				
取り扱う個人情報の範囲	物価高対応子育て応援手当申請者および受給者の個人情報、児童手当受給者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	物価高対応子育て応援手当の資格審査、受給者情報の管理、支給実施のため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	☐ 個人番号	親族関係	☐ 職業・職歴	資産状況	団体加入
	☐ 氏名	婚姻歴	学業・学歴	収入状況	趣味・し好
	☐ 整理番号	☐ 家族状況	地位	納税状況	意見・要望
	☐ 本籍	居住状況	資格	取引状況	☐ 相談記録
	☐ 国籍		成績・評価	公的扶助	☐ 応援手当の受給履歴
	☐ 住所		賞罰	☐ 口座情報・連携ファイル関係情報	☐ 児童手当の受給内容
	☐ 電話番号				
	☐ 生年月日				
	☐ 年齢				
	☐ 性別				
☐ 続柄					
要配慮個人情報の取扱い	人種	病歴	心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	①本人又は家族から文書、口頭により収集 ②国から情報提供ネットワークシステムにより収集 ③他の地方公共団体から文書、口頭により収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい					
提供先					
提供する項目					
提供方法					

使用する「個人情報記録」	物価高対応子育て応援手当対象者リスト	電子	
	児童手当受給者台帳	電子	
	父母指定者管理台帳	電子	
	関係書類返戻・保留カード	電子	
	住民基本台帳（※）	電子	
備 考			

令和 8 年 3 月 3 1 日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報ファイル簿作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第 6 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、次のとおり個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイル の名称	物価高対応子育て応援手当支給事業ファイル
当該個人情報ファ イルに係る個人情 報ファイル簿	別添

備考	
----	--

事務担当 こども政策課 手当給付担当
竹内
内 線 2 1 6 3

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高対応子育て応援手当支給事業ファイル	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高対応子育て応援手当の資格審査、受給者情報の管理、支給実施のため	
記録項目	1個人番号、2氏名、3整理番号、4住所、5電話番号、6生年月日、7年齢、8性別、9続柄、10家族状況、11職業・職歴、12口座情報・連携ファイル関係情報、13相談記録、14応援手当の受給履歴、15児童手当の受給内容	
記録範囲	物価高対応子育て応援手当申請者および受給者の個人情報、児童手当受給者の個人情報	
記録情報の収集方法	①本人又は家族から文書、口頭により収集 ②国から情報提供ネットワークシステムにより収集 ③他の地方公共団体から文書、口頭により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課
	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル	
	☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	

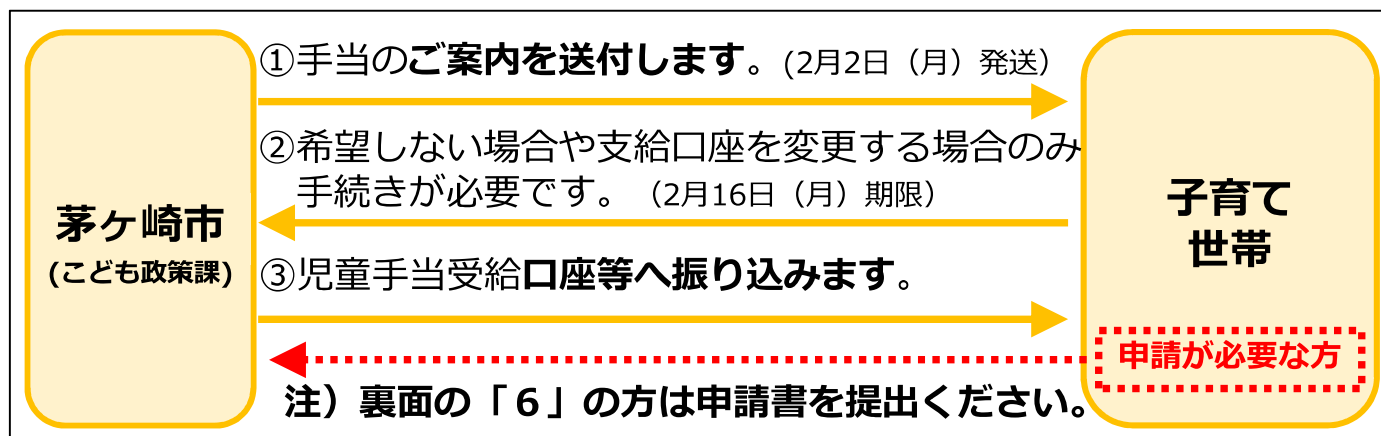
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ手続きが必要です。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

(1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

茅ヶ崎市では2月27日(金)から順次支給を開始します。振込日は通知でお知らせします。振込日を過ぎても入金の確認ができなかった場合はこども政策課へお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）児童手当受給者名義の口座に限ります。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

注）令和8年1月5日付以前の認定通知が届いている方を除く

・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■ **引っ越した場合はどうなりますか？**

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ **DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？**

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

申請方法等に関するお問い合わせ先 （茅ヶ崎市）

こども政策課 手当給付担当

電話：0467-81-7169

（受付時間：平日8:30～17:00）



茅ヶ崎市HP

制度に関するお問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに茅ヶ崎市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに茅ヶ崎市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

情報公開請求に係る存否応答拒否事例について（概要）

1. 「存否応答拒否」について

行政文書の公開請求の対象となった文書が存在するかしないかを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様に個人の権利利益を侵害するおそれがあるなどの場合は、その対象文書の存否を明らかにしないで、請求を拒むことができることが、茅ヶ崎市情報公開条例の第8条に規定されている。

行政文書は公開を原則としているため、本規定に基づき実施機関が存否応答拒否の決定を行った場合は、条例の適正な運用を確保するために、審議会へ報告することとされている。

2. 報告内容

開発審査課において、5つの法人等に係る次の請求内容の行政文書の公開請求が同一人物から計5件あり、いずれも存否応答拒否を行った事例について報告する。なお、添付している「行政文書非公開決定通知書」は、黒塗り箇所及び文書番号を除き5件とも同一内容であるため、1件のみ抽出している。

【請求の内容】

特定法人に対する行政指導に関連して入手し、又は作成した文書の全て（事前の検討資料、他部署との連絡や協議の資料及び行政指導等に関連して当該特定法人から提出された資料を含む。）

【存否応答拒否とした理由】

今回の行政文書の公開請求において請求された、行政指導に係る書類は、その存否を答えるだけで、特定法人に対する行政指導の検討があったか否かという情報を明らかにすることと等しく、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第2号に規定する、公開することにより、法人の社会的信用を低下させ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する非公開情報を公開することとなる。

以上の理由から、当該請求に対しては行政文書の存否を明らかにせず、茅ヶ崎市情報公開条例第8条に基づく存否応答拒否を行うこととした。

(第3条関係)

行政文書非公開決定通知書

7 茅開審第728号

令和8年2月18日

様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和8年2月4日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことに決定しましたので通知します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	(請求内容) 以下の法人について、都市計画法を根拠として、指導、助言、勧告、命令、またはこれらに準ずる対応（以下「指導等」という）を行ったことがある場合、または指導等は行っていないが、その検討や判断をしたことがある場合において、以下の文書の公開を請求します。 【対象の法人】 対象企業： (法人番号) 住所： 【行政文書の名称又は内容】 前記指導等に関連して作成または入手した文書全て。 前記指導等の時期、理由、内容が分かるものだけでなく、事前の検討資料や他部署との連絡や協議の資料も含みます。 また、指導等に関連して当該法人から提出された資料がある場合には、これも含みます。
公開することができない理由	【茅ヶ崎市情報公開条例第8条 該当】 当該行政文書の存否を答えることは、行政指導を受けたか否か及び行政指導の検討がなされたか否かという情報を明らかにすることと等しく、その存否の情報は茅ヶ崎市情報公開条例第5条第2号アに規定する情報であって、公にすることにより、法人の社会的信用を低下させ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 について、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。

事務担当課	都市部開発審査課審査担当 電話番号 0467-81-7186
-------	-----------------------------------

備考 「時限性公開」の欄は、公開することができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。